

**出雲警察署**

印文  
押印

平成十四年十一月十二日

(大豊田)

△  
印文  
押印

廻説の枚埋に置かぬ取扱い始當出

四  
次

△  
印文  
押印

島根県公安委員会告示第99号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号（道路の交通に関する規制）の一部を次のように改正する。

般  
通

平成14年11月12日

島根県公安委員長 古瀬 章

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場	所	種類	摘要要
東生馬町15番地1先	松江整肢学園前交差点	押ボタン式	

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場	所	種類	摘要要
西ノ島町大字美田3512番地先	西ノ島中学校入口三差路	押ボタン式	
西郷町大字港町字大津の二13番地4	西郷大橋北詰交差点	プログラム多段式	
斐川町大字莊原町1939番地7先	南西約200メートル新田上交差点	押ボタン式	

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の西郷警察署の項に次のように加える。

場	所	種類	摘要要
西郷町大字港町字大津の二13番地4	西郷大橋北詰交差点	プログラム多段式	

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の浦御警察署の項中

場	所	種類	摘要要
西ノ島町大字美田3512番地先	西ノ島中学校入口三差路	押ボタン式	

を

に改める。

別表第2(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所)の松江警察署の部松江市の項目中

場所	種類	摘要		
西ノ島町大字美田3522番地4先 西ノ島中学校入口 三差路	押ボタン式			
場所	区间距離	通行を禁止するもの	通行禁止日時	摘要
西嫁島町二丁目7番2号前交差点の東詰 西詰	車両 (軽車両を除く。)	午前7時から午後9時まで	東進禁止	車両 (2輪・軽車両を除く。)
西嫁島二丁目6番5号先 JR乃木踏切 西詰	車両 (2輪・軽車両を除く。)	午前7時から午後9時まで	東進禁止	大型自動車 (マイクロバスを除く。)
上乃木4丁目12番38号先 三差路の北詰 西詰	車両 (除く。)	午前7時から午前9時まで	北進禁止	車両 (2輪・軽車両を除く。)
上乃木六丁目3番73号前交差点の北詰 西詰	車両 (除く。)	午前7時から午前9時まで	北進禁止	日曜・休日を除く 午前7時から午前9時まで
上乃木4丁目20番7号先南方交差点の南詰 西詰	車両 (除く。)	終日	南進禁止	午前7時から午前9時まで
上乃木四丁目20番7号先 丸山交差点の南詰 西詰	大型貨物自動車及び大型特殊自動車	午前7時から午後9時まで	西進禁止	車両 (軽車両を除く。)
上乃木7丁目10番2号先 山居川管理道 路西入口三差路の東詰	車両 (除く。)	終日	東進禁止	車両 (2輪・小(特・軽車)を除く。)

東津田町539番地先 松原橋南詰交差点 の西詰	午前7時から午前9時まで	西進禁止
八幡町889番地27先 的場池西交差点の 西詰	午前7時から午前9時まで	東進禁止
乃白町567番地先 勝負交差点の西詰 古曾志町563番地先	午前7時から午後7時まで	西進禁止
上乃木1640の2番地先 北側三差路の西 詰	午前7時から午前9時まで	北進禁止
上乃木六丁目3番73号前交差点の北詰 東朝日町232番地先交差点の北詰	午前7時から午前9時まで	西進禁止
朝日町590番地5前交差点 西浜佐陀町地内 西浜佐陀踏切の北詰	午前7時から午前8時30分まで	南進禁止

場所	車両 (軽車両を) (除く。)	午前7時 から午前 9時まで	南東進 禁止			
西浜佐陀町368番地先三差路の南詰						
乃木福富町267番地2先 主要地方道松江木次線高架橋下交差点北東詰までの間の市道	380 メートル	車両 (軽車両を) (除く。)	自転車及び歩行者用道路	終日	午前7時から午前8時30分まで	土曜・日曜・休日を除く。
西嫁島町二丁目10番16号先 島根県職員運動場西側国道9号と主要地方道松江木次線分歧部高架橋北側入口から乃木福富町267番地2先 主要地方道松江木次線高架橋松江農林高校南交差点までの間の主要地方道松江木次線	950 メートル	自転車	終日			土曜・日曜・休日を除く。

を削り、同項に次のように加える。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
西嫁島町二丁目10番16号先 島根県職員運動場西側国道9号と主要地方道松江木次線分歧部高架橋北側入口から乃木福富町267番地2先 主要地方道松江木次線高架橋松江農林高校南交差点までの間の主要地方道松江木次線	950 メートル	歩行者	終日		

場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
知井宮町1218番地1先交差点から知井宮町1231番地1先交差点切南路70メートル地点の交差点までの間の県道大社立久瀬線	300 メートル	大型貨物自動車 (最大積載量12t以上)	終日		

別表第3 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所) の松江警察署の部松江市の項中

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

区間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日時	摘要
片原町8番地先 筋違橋南側 交差点から末次本町4番地先 京橋南詰交差点までの間の市道 片原東本町線	西行	650 メートル	車両 (軽車両を除く。)	午前7時 から午後9時まで	
を削り、同項に次のように加える。					
区間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日時	摘要
浜乃木二丁目2番14号先 J R乃木踏切東詰から西嫁島二 丁目6番5号先 乃木踏切西 詰までの間の市道	東行	18 メートル	車両 (2輪・軽車両を除く。)	午前7時 から午後9時まで	
上乃木四丁目12番38号先 三 差路の北詰から北方へ10メー トルの間の市道	北行	10 メートル	車両 (軽車両を除く。)	午前7時 から午前9時まで	
上乃木四丁目20番1号先 松 江道路側道上下線導流路	南行	20 メートル	車両	終日	
上乃木七丁目10番2号先 山 居川管理道路と主要地方道松 江島根線との交差点から東へ 10メートルの間の市道	東行	10 メートル	車両 (軽車両を除く。)	終日	
東津田町539番地11先 松原 橋南詰交差点の西詰から西方 へ2メートルの間の市道	西行	2 メートル	車両 (2輪・軽車両を除く。)	午前7時 から午前9時まで	
八幡町889番地1先 竹矢公 民館入口交差点から北東へ3 メートルの間の市道	北東行	3 メートル	車両 (2輪・軽車両を除く。)	午前7時 から午前9時まで	

を削り、同項に次のように加える。

上乃木丸丁目 4番1号先 三 差路の西詰から 5メートルの 間の市道	西 行	5 メートル	車 両 (軽車両を) (除く。)	午前 7時 から午前 9時まで
上乃木六丁目 3番73号先 交 差点北詰から15メートルの間 の市道	北 行	15 メートル	車 両 (軽車両を) (除く。)	午前 7時 から午前 9時まで
東朝日町242番地 1 先交差点 から同町233番地 4 先交差点 までの間の市道	北 行	15 メートル	車 両 (軽車両を) (除く。)	終 日
朝日町590番地 5 先 くにび き大橋南詰西沿交差点の北詰 から18メートルの間の市道	南 行	18 メートル	車 両 (軽車両を) (除く。)	終 日
西浜佐陀町1027番地先 西浜 佐陀踏切南側三差路から同町 地内 西浜佐陀踏切北方三差 路までの間の市道	南 行	50 メートル	車 両 (二輪・小 型車を除く。)	午前 7時 30分から 午前 8時 30分まで
西浜佐陀町368番地先 テイ ファニー美術館北東側国道43 1号と市道との交差点南東詰 部分	南東行	1 メートル	車 両 (軽車両を) (除く。)	午前 7時 から午前 9時まで

別表第3（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所）の松江警察署の部八束郡の項中

卷之二

## を禁止する場所) の松江警察署の部松江市の項中

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
片原町89番地先 幸橋南詰交差点の西詰	東進車両の右折南行	車両(2輪・軽車両を除く。)	午前7時から午前8時まで 日曜、祝祭日及び休日を除く。	午前7時から30分まで 午前8時30分まで 日曜、祝祭日及び休日を除く。
西嫁島町二丁目7番2号前 交差点の南詰	北進車両の右折東行	車両(軽車両を除く。)	午前7時から午後9時まで	午前7時から午後9時まで
西嫁島町二丁目7番2号前 交差点の北詰	南進車両の左折東行	車両(軽車両を除く。)	午前7時から午後9時まで	午前7時から午後9時まで
山代町486番地4先 二子塚古墳北西側交差点	西進車両の右折北行	車両(軽車両を除く。)	午前7時から午前8時30分まで	午前7時から午前8時30分まで

に改め、同項に次のように加える。

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
片原町100番地先 幸橋南詰交差点の東詰	西進車両の右折北行	車両	終日	
学園一丁目6番3号先 南西交差点	西進車両の右折北行	車両	終日	
古曾志町563番地先 -烟電鉄古曾志市道踏切南側三差路	北西進車両の右折東行	車両(2輪・軽車両を除く。)	土曜・日曜・休日を除く 午前7時30分から午前8時30分まで	

別表第5(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の直進を禁止す

る場所) の松江警察署の部松江市の項中

を

場所	横断歩道設置数
山代町489番地7先 側交差点の南詰	1
山代町482番地先交差点	1

を

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
山代町486番地4先 側交差点	北 行	車両 (軽車両を) (除く。)	午前7時 から午前 8時30分 まで	

に改め、同項に次のように加える。

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
乃白町567番地先 側交差点の北東	西 行	大型自動車 (マイクロ バスを除 く。)	午前7時 から 午後7時 まで	

に改め、同項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数
東生馬町15番地1先 松江整肢学園前交差点	3
山代町486番地4先 側交差点	3
山代町482番地先交差点	1

を

場所	横断歩道設置数
学園南一丁目22番7号先 昭和橋東詰交差点	1
乃木福富町105番地6先 三差路	1
乃木福富町105番地4先 交差点	3

別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の松江警察署の部松江市の項中

## 警察署

場所	横断歩道設置数	摘要
乃木福富町148番地1先 三差路	1	
乃木福富町157番地先 三差路	2	
乃木福富町167番地1先 交差点	2	
乃木福富町225番地3先 三差路	1	
乃木福富町233番地1先 三差路	1	

別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
八束町大字江島538番地先 三差路	1	

  

場所	横断歩道設置数	摘要
大東町大字上久野100番地7先 上久野橋西詰交差点	3	

## を

別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の三成警察署の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
大東町大字上久野100番地7先 上久野交差点	4	

に改める。

別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の掛合警察署の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
横田町大字下横田74番地1先 交差点	1	

を

別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の出雲警察署の部出雲市の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
高岡町472の1先 更科西方交差点	1	
朝山町933番地先 三差路	2	
塩治原町二丁目5番17号先 三差路	1	

場所	横断歩道設置数	摘要
斐川町大字莊原町1939番地7先 南西約200メートル地点の交差点	1	
多伎町大字久村267番地先 教会入口バス停前	1	
多伎町大字口田義905番地2先 鶴見会館前三差路	1	

## 表題

場所	横断歩道設置数	摘要
高岡町483番地2先 かわと交番前交差点	4	
朝山町933番地1先 朝山三差路	3	
塩治町223番地7先 島根難病研究所北西三差路	2	

場所	横断歩道設置数	摘要
斐川町大字莊原町1939番地7先 南西約200メートル地点の交差点	2	
多伎町大字久村267番地2先 新道入口交差点	1	
多伎町大字口田義905番地2先 鶴見会館前交差点	1	

に改め、同項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
今市町1232番地先 十字路交差点	1	
江田町47番地4先 交差点	1	

場所	横断歩道設置数	摘要
斐川町大字富村130番地4先 伊波野駐在所南方交差点	1	
別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の平田警察署の項に次のように加える。		

別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の出雲警察署の部巣川郡の項中

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所) の大社警察署の項中

場 所 横断歩道設置数 摘要

場所	横断歩道設置数	摘要
小伊津町46番地先	1	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所) の浦郷警察署の項中

場 所 横断歩道設置数 摘要

場所	横断歩道設置数	摘要
西ノ島町大字美田2179の2番地先 交差点	2	
西ノ島町大字美田3512番地先 西ノ島中学校入口	1	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所) を削る。

場 所 横断歩道設置数 摘要

場所	横断歩道設置数	摘要
大社町大字北荒木907番地 西交差点	2	
大社町大字修理免752の4番地先 十字路	1	

を改め、同項に次のように加える。

場 所 横断歩道設置数 摘要

場所	横断歩道設置数	摘要
大社町大字北荒木743番地3先交差点	3	
大社町大字修理免752番地1先交差点	3	

を改める。

別表第7 (法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)

警  
示警  
示警  
示

を

場	所	区間距離	摘要
乃木福富町267番地 2先	主要地方道松江木次線高架橋松江農林高校南交差点から同町296番地 1先	540メートル	片側
高架下交差点北西詰から140メートル地点までの間の市道			
乃木福富町310番地 2先	半原橋南西詰交差点から同町369番地	120メートル	片側
先までの間の県道浜乃木湯町下り線側歩道			
浜乃木六丁目10番14号先交差点から乃木福富町231番地 2先	福富橋南詰交差点までの間の市道浜乃木乃白線及び福富勝負橋線	670メートル	両側
141番地1先三差路までの間の市道浜乃木乃白線		60メートル	両側
乃木福富町140番地 2先	薬師橋北側上り側道交差点から同町		
141番地1先三差路までの間の市道浜乃木乃白線			

別表第7（法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所）の出雲警察署の部出雲市簸川郡の項中

場	所	区間距離	摘要
簸川郡斐川町大字名島635番地	前三差路から出雲市武志町289番地先	1100メートル	両側
地区広域農業団地農道			

場	所	区間距離	摘要
簸川郡斐川町大字名島635番地先三差路から出雲市武志町289番地先出雲警察署北神立検問所前三差路までの間の県道斐川出雲大社線の南側歩道		1100メートル	片側

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 両	制 限 時	区間距離	摘要
乃木福富町340番地 1先	野代川橋西側100メートル先京都起点334.34キロメートル地点から八束郡玉湯町大字布志名637番地40先京都起点336.3キロメートル地点までの間の国道9号	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く)。	終 日 1960 メートル	

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の松江警察署の部松江市の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 両	制 限 時	区間距離	摘要
乃木福富町340番地 1先	野代川橋西側100メートル先京都起点334.34キロメートル地点から八束郡玉湯町大字布志名637番地40先京都起点336.3キロメートル地点までの間の国道9号	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く)。	終 日 1960 メートル	

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 両	制 限 時	区間距離	摘要
乃木福富町340番地 1先	野代川橋西側100メートル先京都起点334.34キロメートル地点から八束郡玉湯町大字布志名637番地40先京都起点336.3キロメートル地点までの間の国道9号	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く)。	終 日 1960 メートル	

を削り、同項に次のように加える。

## 警察署

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
乃木福富町267番地2先 主要地方道松江木次線高架橋松江農林高校南交差点から同町296番地1先 主要地方道松江木次線高架下交差点までの間の市道	40キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(2)(3)を除く。)	終日 400メートル		
乃木福富町296番地1先 主要地方道松江木次線高架下交差点からの間の同高架下周回道路	30キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(3)を除く。)	終日 260メートル		
東忌部町1672番地7先から同町2482番地1先南方約100メートル先の郡境までの間の主要地方道松江木次線	40キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(2)(3)を除く。)	終日 1500メートル		

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
掛合町大字松笠756番地3先 泉寺前三差路から同町松笠地内松笠大橋東方100メートル地点までの間の主要地方道湖陵掛合線	40キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(2)(3)を除く。)	終日 400メートル		
頓原町大字頓原村1990番地4先 広島起点111.73キロメートル地点から同町大字花栗859番地2先広島起点114.80キロメートル地点までの間の国道54号	50キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(1)(2)(3)を除く。)	終日 3070メートル		
区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
掛合町大字松笠768番地3先 谷橋東方約100メートル地点から同町大字松笠1170番地先 松笠大橋東方約100メートル地点までの間の主要地方道湖陵掛合線	40キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(2)(3)を除く。)	終日 1000メートル		
頓原町大字頓原村1990番地4先 広島起点111.73キロメートル地点から同町大字花栗840番地1先広島起点113.94キロメートル地点までの間の国道54号	50キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(1)(2)(3)を除く。)	終日 2210メートル		

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の掛合警察署の項中

に改める。

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の出雲警察署の部出雲市の中

## 警部署

監査

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
簸川郡斐川町大字併川424の7番地先 併川東交差点西方 (京都起点359.8キロメートル) から出雲市白枝町684の3番地先白枝交差点 (京都起点365.6キロメートル)までの間の国道9号	40キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①、②、③)を除く。)	終日	5600メートル	
出雲市白枝町684の3番地先白枝交差点 (京都起点365.6キロメートル) から簸川郡湖陵町大字板津308番地1先江南分れ交差点西方 (京都起点373.0キロメートル)までの間の国道9号	50キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①、②、③)を除く。)	終日	1930メートル	
知井宮町1213番地先三差路から神門町810の1番地先三差路までの間の県道大社立久恵線	40キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①、②、③)を除く。)	終日	7400メートル	
簸川町大字併川688の5番地先 (京都起点359.8キロメートル) から同424の7番地先東方100メートル地点 (京都起点360.0キロメートル)までの間の国道9号	50キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①、②、③)を除く。)	終日	200メートル	

に改める。

別表第8 (法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所) の出雲警察署の部簸川郡の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
簸川郡斐川町大字併川685番地5先 併川東交差点西方 (京都起点359.8キロメートル) から出雲市知井宮町221番地先青渡交差点西方 (京都起点367.6キロメートル)までの間の国道9号	50キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①、②、③)を除く。)	終日	7800メートル	

を削る。

別表第8 (法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所) の大社警察署の項中

## 警察署

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
大社町大字杵築東311番地先 山根通り入口交差点から同町大字杵築北2844の5番地先 稲佐浜交差点までの間の主要地方道大社日御崎線	50キロ メートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①)(②)(③)を除く。)	終日 メートル	900	

を  
を

別表第8 (法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所)

## の大田警察署の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
大社町大字杵築東311番地先 宮内交差点から同町大字杵築北2844番地先 稲佐交差点までの間の主要地方道大社日御崎線	40キロ メートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①)(②)(③)を除く。)	終日 メートル	900	

に改める。

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
久利町久利406番地10先から同689番地3先三差路までの間の主要地方道大田桜江線	30キロ メートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①)(②)(③)を除く。)	終日 メートル	750	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
大田町大田口818番地先栄町交差点から久利町久利639番地2先までの間の主要地方道大田桜江線	40キロ メートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①)(②)(③)を除く。)	終日 メートル	3850	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
久利町久利404の3番地先から同679の2番地先までの間の主要地方道大田桜江線	30キロ メートル	自動車 終日 メートル	880		

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
大田町大田口818番地先栄町交差点から久利町久利404番地3先までの間の主要地方道大田桜江線	40キロ メートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①)(②)(③)を除く。)	終日 メートル	5150	

に改める。

別表第8 (法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所) の温泉津警察署の項中

## 概要

## 規制

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
温泉津町大字小浜989番地4先温泉津入口から同町大字小浜内イ796番地先までの間の県道温泉津停車場線	30キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③)を除 く。)	終日 メートル	1300	
仁摩町大字仁万町471番地1先仁万交差点から同町大字馬路町内約50メートル地点までの間の国道9号	50キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③)を除 く。)	終日 メートル	600	
仁摩町大字天河内町411.7キロメートル地点から同町大字天河内町413.6キロメートル地点までの間の国道9号	50キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③)を除 く。)	終日 メートル	700	
仁摩町大字馬路町内神烟トンネル東側京都起点413.6キロメートル地点から温泉津町湯里大字湯里1307番地1先消防分署西方200メートル地点(京都起点416.0キロメートル)までの間の国道9号	50キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③)を除 く。)	終日 メートル	2400	
仁摩町大字天河内町411.7キロメートル地点から同町大字天河内町413.6キロメートル地点までの間の国道9号	50キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③)を除 く。)	終日 メートル	600	

に改め、

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
仁摩町大字仁万町591番地1先交差点から同町大字大國町388番地先石見八幡宮南西約50メートル先瑞穂線バイパス	50キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③)を除 く。)	終日 メートル	1010	
仁摩町大字大國町388番地先石見八幡宮南西約50メートル先交差点から同町大字大國町462番地3先南方約50メートル先までの間の主要地方道仁摩瑞穂線	50キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③)を除 く。)	終日 メートル	440	
温泉津町大字小浜イ529番地1先温泉津入口から同町温泉津停車場線	30キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③)を除 く。)	終日 メートル	1065	

を削り、同項に次のように加える。

温泉津町温泉津大字小浜イ20番地 7先三差路交差点北詰から同イ22 番地1先三差路交差点南詰までの間の町道松山線	40キロ メートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(②)(③)を除く。)	終日 メートル	1100
--	--------------	--------------------------------	------------	------

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の江津警察署の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制 限 日 時	区間距離	摘要
渡津町571番地10先交差点（京都起点435.35キロメートル）から和木町1025番地14先（京都起点439.8キロメートル）までの間の国道9号	40キロ メートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(②)(③)を除く。)	終日 メートル	4450	

を削り、同項に次のように加える。

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制 限 日 時	区間距離	摘要
嘉久志町イ1682番地7先（京都起点438.1キロメートル）から敬川町181番地27先北方向の新敬川橋東詰（京都起点443.15キロメートル）までの間の国道9号	50キロ メートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①)(②)(③)を除く。)	終日 メートル	5050	
敬川町1044番地1先（京都起点443.6キロメートル）から波子町125番地先浜田市境界（京都起点445.94キロメートル）までの間の国道9号	50キロ メートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①)(②)(③)を除く。)	終日 メートル	2340	

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の浜田警察署の部浜田市の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制 限 日 時	区間距離	摘要
国分町1833番地393先（京都起点450.1キロメートル）から周布町イ61番地1先（京都起点464.2キロメートル）までの間の国道9号	50キロ メートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①)(②)(③)を除く。)	終日 メートル	14100	

を改め

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制 限 日	制 限 時	区間距離	摘要
国分町1833番地393先（京都起点450.1キロメートル）から下府町163番地19先（京都起点452.25キロメートル）までの間の国道9号	50キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①)、 ②③を除く。)	終日	2150 メートル		
下府町306番地4先浜田バイパス東口交差点（京都起点453.5キロメートル）から周布町461番地1先（京都起点464.2キロメートル）までの間の国道9号	50キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①) ②③を除く。)	終日	10700 メートル		

に改め

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制 限 日	制 限 時	区間距離	摘要
治和町口269の1番地先京都起点466.2キロメートル地点から西村町地内、大麻隧道西方（京都起点468.8キロメートル）までの間の国道9号	50キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①) ②③を除く。)	終日	2600 メートル		

を削る。

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の浜田警察署の部那賀郡の項目

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制 限 日	制 限 時	区間距離	摘要
安富町2587の6番地先北方200メートル地点（京都起点502.2キロメートル）から神田町576番地先（京都起点506.9キロメートル）までの間の国道9号	50キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①) ②③を除く。)	終日	4700 メートル		

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の益田警察署の部益田市の項目

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制 限 日	制 限 時	区間距離	摘要
安富町1681番地1先（京都起点502.94キロメートル）から神田町イ710番地先（京都起点506.9キロメートル）までの間の国道9号	50キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①) ②③を除く。)	終日	3960 メートル		

を

に改め

## 警察署

を削る。

別表第8 (法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所)

の津和野警察署の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
日原町大字青原地内、益田市境界 (京都起点511.56キロメートル) から同町大字青原イ38の3番地先 までの間の国道9号線	50キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。)	終日 メートル	1080	

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
木部町116番地2先 南方500メー トル地点 (京都起点490.3キロメー トル) から津田町1254番地2先 (京都起点491.38キロメートル) までの間の国道9号	50キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。)	終日 メートル	1080	

に改める。

別表第8 (法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所)

の浦郷警察署の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
西ノ島町大字美田2348番地1先 黒木発電所前三差路西方170メー トル地点から同31番地先 四引橋 線 (1330メートル) 国道485号線 ハイバス (1880メートル)	50キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。)	終日 メートル	3210	
西ノ島町大字浦郷211番地先から 同町大字浦郷539番地先までの間 の臨港道路	40キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(② ③を除 く。)	終日 メートル	862	

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
西ノ島町大字美田2145番地先 黒 木発電所前三差路西方190メー トル地点から同31番地先 四引橋西 方三差路までの間の国道485号 (1330メートル)、国道485号ハイ バス (1880メートル)	50キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。)	終日 メートル	3210	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
日原町大字青原地内 益田市境界 (京都起点511.5キロメートル) か ら同町大字富田イ135番地先 (京 都起点513.6キロメートル) まで の間の国道9号	50キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。)	終日 メートル	2100	

平成14年11月12日

西ノ島町大字浦郷214番地先から 同町大字浦郷4019番地1先までの 間の臨港道路	40キロ メートル	車 両 (緊急自動 車原付、 けん引(②) (③)を除く。)	終日	862 メートル
---	--------------	---	----	-------------

に改める

別表第9（法第4条第1項、第2項及び第17条第5項第4号の規定による追越のための右側部分はみ出し通行禁止場所）の松江警察署の部松江市の項目

報

七

場所	区間距離	禁止日時	摘要
西忌部町622番地 3先から東忌部町1672番地 7先までの 間の主要地方道松江木次線	2000 メートル	終日	

七

に改める

に改める

場所	所	区間距離	禁止日時	摘要
西忌部町622番地3先から東忌部町2482番地1先南方約100メートル先の郡境までの間の主要地方道松江木次線	3500 メートル	終日		

に改める

に改める

山代町486番地 4 先 交差点	北 訣	
片原町87番地先 幸橋南詰交差点の西詰	西 詰	指定場所に進行して べき車両等が停止す べきときの方向
学園一丁目 6 番 3 号先 南西交差点	東 詰	摘要
山代町486番地 4 先 二子塚古墳北西側交差点	南詰・北詰	
に改め、同項に次のように加える。		指定場所に進行して

に改め、同項に次のように加える。

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の松江警察署の部松江市の項中

摘要	べきときの方向	所	場
指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向			
片原町89番地先　幸橋南詰交差点	西　詰	所	場
菅田町160番地先　南方三差路	東　詰		

に改める

に改める

(19) 平成14年11月12日

乃木福富町141番地 1先 三差路	南 言詰	
乃木福富町148番地 1先 三差路	北 言詰	
乃木福富町157番地先 三差路	北 言詰	
乃木福富町167番地 1先 交差点	南 言詰・北 言詰	
乃木福富町225番地 3先 三差路	南 言詰	
乃木福富町233番地 1先 三差路	西 言詰	

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の松江警察署の部へ東郡の項に次のように加える。

八束町大字江島538番地先	三差路	北 詰	摘要 指定場所に進行して べきときの方向
---------------	-----	--------	----------------------------

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の未次警察署の項目

場所	指定場所に進行してべきときの方向	摘要
大東町大字上久野100番地7先 上久野橋北詰交差点	東詰・西詰	

を削り、同項に次のように加える。

場所	指定期間内に進行してべきときの方向	摘要
木次町大字下熊谷1069番地先	南詰	
掛合町大字波多961番地2先 三刀屋町大字乙加宮1419番地1先	吉野農道入口三差路 鍋山橋西詰三差路	西詰
場所	指定場所に進行してべきときの方向	摘要

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の出雲警察署の部出雲市の項中

場所	指定場所に進行して べきときの方向	摘要
塙治原町二丁目5番17号先 三差路	南 計吉	

۸۷

場所	摘要
指定場所に進行して べきときの方向	塩冶町223番地 7 先 北西三差路

に改め、同項に次のように加える。

## 警察署

場所	摘要	指定場所に進行して停止すべきときの方向
西園町4244番地1先 十字路交差点	南詰	指定場所に進行して停止すべきときの方向
江田町47番地4先 交差点	北詰	指定場所に進行して停止すべきときの方向

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の平田警察署の項目

場所	摘要	指定場所に進行して停止すべきときの方向
平田町2960番地1先 中央スポーツ公園前交差点	東詰・西詰	指定場所に進行して停止すべきときの方向

を削り、同項に次のように加える。

場所	摘要	指定場所に進行して停止すべきときの方向
鹿園寺町25番地11先 三差路	北西詰	指定場所に進行して停止すべきときの方向
高津町口4番地16先交差点	東詰・西詰	指定場所に進行して停止すべきときの方向

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の大社警察署の項目

場所	摘要	指定場所に進行して停止すべきときの方向
大社町大字杵築西2537番地20先 交差点	西詰・南詰	指定場所に進行して停止すべきときの方向
大社町大字杵築西2537番地20先 馬渡橋南詰交差点	北詰	指定場所に進行して停止すべきときの方向

を削る。

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の大田警察署の項目に次のように加える。

場所	摘要	指定場所に進行して停止すべきときの方向
三瓶町多根イ450番地 大橋東詰三差路	北西方約100メートル地点の稚児	指定場所に進行して停止すべきときの方向
高津町口4番地16先交差点	東詰・西詰	指定場所に進行して停止すべきときの方向

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の益田警察署の部益田市の項目に次のように加える。

場所	摘要	指定場所に進行して停止すべきときの方向
高津町口4番地16先交差点	東詰・西詰	指定場所に進行して停止すべきときの方向
布施村大字飯美地内 飯美橋東方交差点	西詰	指定場所に進行して停止すべきときの方向

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の浦郷警察署の項中

場所	指定場所に進行してべきときの方向	摘要
西ノ島町大字美田204番地先 交差点	東詰・西詰	
西ノ島町大字美田2179の2番地先 交差点	東詰・北詰	
西ノ島町大字浦郷211の1番地先 三差路	北詰	
海士町大字福井412番地先 福井小学校東方三差路	北詰	

場所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
乃木福富町267番地2先 主要地方道松江木次線高架下交差点までの間の市道	車両 (二輪のものを除く。)	終日	400 メートル	
場所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
木次線高架橋松江農林高校南交差点から同町296番地1先 主要地方道松江木次線高架下交差点までの間の市道	車両 (二輪のものを除く。)	終日	メートル	

場所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
神門町797番地先神門交差点から知井宮町1803番地先浅柄大橋東詰交差点までの間の県道大社立久恵線	車両 (二輪のものを除く。)	終日	1400 メートル	

## 別表第12 (法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

場所	摘要
西ノ島町大字美田283番地24先 JA隠岐どうぜん美田出張所前交差点	東詰・西詰
西ノ島町大字美田2179番地2先 交差点	北詰・東詰
西ノ島町大字浦郷214番地1先 三差路	北西詰
海士町大字福井394番地2先 福井小学校北東方三差路	北西詰

場所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
大田町大田口818番地先栄町交差点から久利町久利679の2番地先までの間の主要地方道大田桜江線	車両 (二輪のものを除く。)	終日	6030 メートル	

に改める。

別表第12 (法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所) の大田警察署の項中

場所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
西ノ島町大字浦郷214番地1先 三差路	車両 (二輪のものを除く。)	終日	メートル	

別表第12 (法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所) の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
大田町大田口818番地先、美町交差点から久利町久利639番地2先までの間の主要地方道大田桜江線	車両 (二輪のもの) のを除く。	終日	3850 メートル	
久利町久利406番地10先から同689番地3先までの間の主要地方道大田桜江線	車両 (二輪のもの) のを除く。	終日	750 メートル	

に改める。

別表第12(法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所)の温泉津警察署の項に次のように加える。

場所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
温泉津町温泉津大字小浜イ20番地7先三差路交差点北詰から同イ22番地1先三差路交差点南詰までの間の町道松山線	車両 (二輪のもの) のを除く。	終日	1100 メートル	

別表第12(法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所)の浦郷警察署の項中

場所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
西ノ島町大字浦郷211番地先から同町大字浦郷539番地先までの間の臨港道路	車両 (二輪のもの) のを除く。	終日	862 メートル	

西ノ島町大字美田2348番地1先 黒木発電

所

西ノ島町大字美田2145番地先 黒木発電所

前3差路西方190メートル地点から同町大字美田31番地先 四引橋西方三差路までの間の国道485号(1330メートル)、国道485号バイパス(1880メートル)

を

場所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
西ノ島町大字浦郷2145番地1先から同町大字美田31番地先 四引橋西方三差路までの間の国道485号(1330メートル)、国道485号バイパス(1880メートル)	車両 (二輪のもの) のを除く。	終日	3210 メートル	
西嫁島町二丁目10番16号先 島根県職員運動場西側国道9号と主要地方道松江木次線分岐部高架橋北側入口から乃木福富町267番地2先 主要地方道松江木次線高架橋松江農林高校南交差点までの間の主要地方道松江木次線	車両 (二輪のもの) のを除く。	終日	950 メートル	

に改める。

別表第20(法第4条第1項、第2項及び第44条第1項の規定により、車両の停車及び駐車を禁止する区域、道路の区間、対象車両及び日時)の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
西嫁島町二丁目10番16号先 島根県職員運動場西側国道9号と主要地方道松江木次線分岐部高架橋北側入口から乃木福富町267番地2先 主要地方道松江木次線高架橋松江農林高校南交差点までの間の主要地方道松江木次線	車両 (二輪のもの) のを除く。	終日	950 メートル	

別表第26(法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所)の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

## 警 哨

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
東生馬町15番地 1先 松江整肢学園前交差点	3	
乃木福富町105番地 6先 三差路	1	
乃木福富町105番地 4先 交差点	3	
乃木福富町132番地 2先 三差路	1	
乃木福富町141番地 1先 三差路	3	
乃木福富町148番地 1先 三差路	1	
乃木福富町157番地先 三差路	2	
乃木福富町167番地 1先 交差点	2	
乃木福富町225番地 3先 三差路	1	
乃木福富町233番地 1先 三差路	1	

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
横田町大字下横田83番地 8先 重国入口交差点	2	
朝山町933番地先 三差路	1	
塩治原町二丁目 5番17号先 三差路	1	

を

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
朝山町933番地 1先 朝山三差路	3	
塩治町223番地 7先 島根難病研究所北西三差路	2	
江田町47番地 4先 交差点	1	

に改め、同項に次のように加える。

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の三成警察署の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
江田町47番地 4先 交差点	1	

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の大社警察

平成14年11月12日

島根県報

号外第111号 (24)

署の項に次のように加える。

場所	自転車横断帯設置数	摘要
大社町大字北荒木10番地20先 交差点	4	

平成十四年十一月十二日印刷

発行者

島

根

県

印發行所

松江市殿町  
松江市学園南

松島根  
陽印刷所

定価一箇月 金 1千4百 1十円 (送料共)

毎週火・金曜日発行